

## 徳島県介護員養成研修事業者指定要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項第1号ロの介護員養成研修事業者(以下「事業者」という。)については、介護保険法(平成9年法律第123号。)、政令、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び介護員養成研修の取扱細則について(平成24年3月28日老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(研修の課程)

第2条 研修の課程は、省令第22条の23に定める介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

(指定の要件)

第3条 知事は、政令第3条第1項第1号ロの指定を受けようとする者が別表第1に定める要件を満たすと認められるときは、事業者として指定し、申請者に対し、その旨を通知する。ただし、次の各号に掲げる団体は指定の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が事業主又は役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

### 第2章 介護職員初任者研修

(研修の内容及び方法)

第4条 研修科目及び研修時間数は、別表第2の1の内容以上のものとし、修業年限はおおむね8月以内とする。

- 2 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習により行うことができるものとする。
- 3 講義は通信の方法によって行うことができるものとし、研修科目ごとの通信学習の上限は別表第3の1のとおりとする。この場合においては、添削指導、面接指導等適切な措置を併せて講じなければならない。

(指定の申請)

第5条 政令第3条第1項第1号ロの指定を受けようとする者は、初回の研修の募集を開始する2か月前までに、省令第22条の26の規定により、介護員養成研修事業者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 研修の名称及び課程
  - (3) 事業所の所在地(講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地)
  - (4) 学則
  - (5) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別  
【別紙1-1】【別紙1-2】【別紙1-3】
  - (6) 研修に実習を取り入れる場合は、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人にあっては、その名称)及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書  
【別紙1-4】
  - (7) 収支予算及び向こう二年間の財政計画  
【別紙1-5】
  - (8) 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
  - (9) 役員名簿  
【別紙1-6】
  - (10) その他指定に関し必要があると認める事項
- 2 講義を通信の方法によって行おうとする者は、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。
- (1) 講義を通信の方法によって行う地域
  - (2) 添削指導及び面接指導の指導方法
  - (3) 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

(事業計画書の提出)

第6条 事業者は、年度ごとに、その年度における初回の研修の募集を開始する1か月前までに、介護員養成研修事業計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。ただし、第5条の申請と同時に提出する場合は介護員養成研修事業計画書(様式第2号)のみの提出でよいものとする。

- (1) 研修の名称及び課程
  - (2) 学則
  - (3) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別  
【別紙1-1】【別紙1-2】【別紙1-3】
  - (4) 研修に実習を取り入れる場合は、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人にあっては、その名称)及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書  
【別紙1-4】
  - (5) その他指定に関し必要があると認める事項
- 2 講義を通信の方法によって行おうとする者は、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。
- (1) 講義を通信の方法によって行う地域
  - (2) 添削指導及び面接指導の方法
  - (3) 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

(変更、休止、廃止、再開の届出)

第7条 事業者は、第5条の申請又は前条の計画の内容を変更したとき、又は当該研修事業を休止、廃止したときは、省令第22条の29の規定により、介護員養成研修変更等届出書(様式第3号)に係る書類を添付して10日以内に知事に提出するものとする。再開をするときは、研修募集の2か月前までに介護員養成研修変更等届出書(様式第3号)に係る書類を添付して知事に提出するものとする。

- 2 既に生活援助従事者研修の研修事業者として指定されている者が介護職員初任者研修を実施するときは、その実施を公表した日から10日以内に、前項に定める変更の届出を行うことで、介護職員初任者研修の研修事業者として指定されたものとみなす。
- 3 知事は、事業者が2か年度にわたって研修を実施しなかった場合には、第1項に定める廃止の届出があったものとみなすことができる。

(指示)

第8条 知事は、政令第3条第2項第2号ハの規定により、介護職員初任者研修事業に関する情報の提供、内容の変更その他必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し)

第9条 知事が、政令第3条第3項の規定により、事業者としての指定を取り消す基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業者が、当該研修事業において第3条の指定の要件を満たすことができなくなったとき
- (2) 事業者が、不当な手段により指定を受けたとき
- (3) 事業者が、虚偽の内容を提出したとき
- (4) 事業者が、第10条の規定に違反して、研修の全課程を修了していない者に対して、修了証明書を交付したとき
- (5) 事業者が、前条の指示を受けてこれに従わなかったとき

(修了証明書の交付)

第10条 事業者は、研修の全課程を修了した者に限り、省令第22条の25に規定する修了証明書(様式第4号、その1)及び携帯用修了証明書(様式第4号、その2)を交付するものとする。

- 2 事業者は、研修修了者から亡失、滅失、汚損又は破損による修了証明書の再交付の申請があった場合には、これに応じるものとする。

(台帳の管理)

第11条 事業者は、政令第3条第2項第2号イの規定により、研修修了者について氏名、住所、生年月日、研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。

(実績報告書等の提出)

第12条 事業者は、省令第22条の30の規定により、各研修の終了後1か月以内に、介護員養成研修実績報告書(様式第5号)のほか、介護員養成研修修了者名簿(様式第6号)及び次に掲げるものを提出するものとする。

- (1) 受講者の出席簿
- (2) 実習修了確認書【別紙1-7】
- (3) 講師出講確認書【別紙1-8】
- (4) 介護員養成研修受講科目免除報告書【別紙1-9】

(研修課程の免除)

第13条 研修課程の免除については、別に定める「徳島県介護員養成研修免除要領」のとおりとする。

2 知事は、前項に定める要領により介護職員初任者研修の全科目の受講を免除した者について、申請により介護職員初任者研修としての修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

(留意事項)

第14条 介護職員初任者研修を行う事業者は、別表第4に掲げる事項を自らホームページ上などに開示するものとする。

### 第3章 生活援助従事者研修

(研修の内容及び方法)

第15条 研修科目及び研修時間数は、別表第2の2の内容以上のものとし、修業年限はおおむね4月以内とする。

2 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習により行うことができるものとする。

3 講義は通信の方法によって行うことができるものとし、研修科目ごとの通信学習の上限は別表第3の2のとおりとする。この場合においては、添削指導、面接指導等適切な措置を併せて講じなければならない。

(みなし指定)

第16条 既に介護職員初任者研修の研修事業者として指定されている者が生活援助従事者研修を実施するときは、その実施を公表した日から10日以内に、第7条第1項に定める変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の研修事業者として指定されたものとみなす。

(修了証明書の交付)

第17条 事業者は、研修の全課程を修了した者に限り、省令第22条の25に規定する修了証明書(様式第4号の2、その1)及び携帯用修了証明書(様式第4号の2、その2)を交付するものとする。

(準用)

第18条 第5条から第14条までの規定は、生活援助従事者研修について準用する。ただし、第7条第2項及び第10条第1項を除く。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

2 徳島県介護職員初任者研修事業者指定要綱(平成24年11月27日制定。以下「旧要綱」という。)は平成30年9月30日をもって廃止する。

3 本要綱の施行の際、現に旧要綱の規定及び様式により提出されている申請書等は、本要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1

介護員養成研修事業者の指定要件

1 研修事業者に関する要件

- (1) 介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 事業者は、次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。
  - ア 研修修了者名簿の作成及び知事への送付
  - イ 申請事項の変更又は研修事業の廃止、休止、若しくは再開の知事への届出
- (4) 事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る個人情報の保持について、十分な措置がなされていること。
- (5) 事業者は、研修受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することがないように、十分な措置がなされていること。
- (6) 事業者が事業所の所在地以外で研修を実施する場合は、研修実施場所を管轄する都道府県知事に次に掲げる書類を提出すること。
  - ア 研修実施場所に係る介護員養成研修実施計画書
  - イ 研修実施場所に係る募集案内その他受講希望者に提示する書類

2 事業内容に関する要件

- (1) 省令第22条の2第2項に規定する基準を満たしていること。
- (2) 研修事業を、継続的に毎年1回以上実施すること。
- (3) 講師については、別表第5の1及び別表第5の2の要件を満たす人材が確保されていること。
- (4) 研修受講者に研修内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

|            |               |
|------------|---------------|
| ① 開講目的     | ⑦ 講師氏名        |
| ② 研修課程の別   | ⑧ 研修修了の認定方法   |
| ③ 研修事業の名称  | ⑨ 開講時期        |
| ④ 実施場所     | ⑩ 受講資格        |
| ⑤ 研修機関     | ⑪ 受講手続（募集要領等） |
| ⑥ 研修カリキュラム | ⑫ 授業料、実習費等    |
- (5) 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

3 その他留意すべき事項

- (1) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
- (2) 研修の実施状況及び研修修了者に関する記録を永久保存すること。
- (3) 事業者は、知事から実地調査の求め又は(2)の記録の提出の指示若しくは照会があったときは、速やかに応じなければならないこと。
- (4) 事業者は、次に掲げるいずれかの書類によって受講者本人であることを確認しなければならない。なお、本人確認の際には、受講者の過度な負担にならないよう留意すること。
  - ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
  - ② 住民基本台帳カード
  - ③ 在留カード
  - ④ 健康保険証
  - ⑤ 運転免許証
  - ⑥ パスポート
  - ⑦ 年金手帳
  - ⑧ 国家資格等を有する者については、免許証または登録証
  - ⑨ 学生証
  - ⑩ その他知事が有効と認める書類

| 項目   | 科目  |   |
|--|---|---|
| 1 職務の理解<br>(6時間)   | (1) 多様なサービスの理解<br>(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解  |   |
| 2 介護における尊厳の<br>保持・自立支援<br>(9時間)                                    | (1) 人権と尊厳を支える介護<br>(2) 自立に向けた介護   |   |
| 3 介護の基本<br>(6時間)   | (1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携<br>(2) 介護職の職業倫理<br>(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント<br>(4) 介護職の安全     |   |
| 4 介護・福祉サービスの<br>理解と医療との連携<br>(9時間)                                 | (1) 介護保険制度<br>(2) 医療との連携とリハビリテーション<br>(3) 障害者福祉制度及びその他制度                              |   |
| 5 介護におけるコミュニ<br>ケーション技術<br>(6時間)                                   | (1) 介護におけるコミュニケーション<br>(2) 介護におけるチームのコミュニケーション  |   |
| 6 老化の理解<br>(6時間)   | (1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常<br>(2) 高齢者と健康  |   |
| 7 認知症の理解<br>(6時間)  | (1) 認知症を取り巻く状況<br>(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理<br>(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活<br>(4) 家族への支援 |   |
| 8 障害の理解<br>(3時間)   | (1) 障害の基礎的理解<br>(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり<br>支援等の基礎的知識<br>(3) 家族の心理、かかわり支援の理解   |   |
| 9 こころとからだのしく<br>みと生活支援技術<br>(75時間)<br><br>最大6時間まで実習を<br>活用することができる | 基本知識の学習<br>(10～13時間程度)  | ①介護の基本的な考え方<br>②介護に関するこころのしくみと基礎的理解<br>③介護に関するからだのしくみと基礎的理解   |
|  | 生活支援技術の<br>講義・演習<br>(50～55時間程度)   | ④生活と家事<br>⑤快適な居住環境整備と介護<br>⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自<br>立に向けた介護<br>⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしく<br>みと自立に向けた介護<br>⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自<br>立に向けた介護<br>⑨入浴・清潔保持に関連したこころとからだの<br>しくみと自立に向けた介護<br>⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自<br>立に向けた介護<br>⑪睡眠に関したこころとからだのしくみと自立<br>に向けた介護<br>⑫死にゆく人に関したこころとからだのしくみ<br>と終末期介護 |
|  | 生活支援技術演習<br>(10～12時間程度)   | ⑬介護課程の基礎的理解<br>⑭総合生活支援技術演習  |
| 10 振り返り<br>(4時間)   | (1) 振り返り<br>(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修  |   |

- (注) 1 カリキュラムとは別に1時間以上の修了評価(筆記試験)を行うこと。  
2 実習を活用する場合は計画提出時及び実績報告時に関連書類を添付すること。  
3 別添1「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

| 項目                                 | 科目  |  |
|------------------------------------|---|--|
| 1 職務の理解<br>(2時間)                   | (1) 多様なサービスの理解<br>(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解  |  |
| 2 介護における尊厳の<br>保持・自立支援<br>(6時間)    | (1) 人権と尊厳を支える介護<br>(2) 自立に向けた介護   |  |
| 3 介護の基本<br>(4時間)                   | (1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携<br>(2) 介護職の職業倫理<br>(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント<br>(4) 介護職の安全   |  |
| 4 介護・福祉サービスの<br>理解と医療との連携<br>(3時間) | (1) 介護保険制度<br>(2) 医療との連携とリハビリテーション<br>(3) 障害福祉制度及びその他制度   |  |
| 5 介護におけるコミュニ<br>ケーション技術<br>(6時間)   | (1) 介護におけるコミュニケーション<br>(2) 介護におけるチームのコミュニケーション  |  |
| 6 老化と認知症の理解<br>(9時間)               | (1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常<br>(2) 高齢者と健康<br>(3) 認知症を取り巻く状況<br>(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理<br>(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活<br>(6) 家族への支援 |  |
| 7 障害の理解<br>(3時間)                   | (1) 障害の基礎的理解<br>(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり<br>支援等の基礎的知識<br>(3) 家族の心理、かかわり支援の理解   |  |
| 8 こころとからだのしく<br>みと生活支援技術<br>(24時間) | 基本知識の学習   | ①介護の基本的な考え方<br>②介護に関するこころのしくみと基礎的理解<br>③介護に関するからだのしくみと基礎的理解  |
|                                    | 生活支援技術の学習   | ④生活と家事<br>⑤快適な住居環境整備と介護<br>⑥移動・移乗に関連したこころとからだのしく<br>みと自立に向けた介護<br>⑦食事に関連したこころとからだのしくみと自<br>立に向けた介護<br>⑧睡眠に関するこころとからだのしくみと自立<br>に向けた介護<br>⑨死にゆく人に関するこころとからだのしくみ<br>と終末期介護 |
|                                    | 生活支援技術演習  | ⑩介護課程の基礎的理解  |
| 9 振り返り<br>(2時間)                    | (1) 振り返り<br>(2) 就業への備えと研修終了後における継続的な研修  |  |

- (注) 1 カリキュラムとは別に0.5時間以上の修了評価(筆記試験)を行うこと。  
2 計画提出時及び実績報告時に実習に係る関連書類を添付すること。  
3 別添2「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

別表第3の1

介護職員初任者研修課程において通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

| 科目                  | 通信時間上限 | 総時間   |
|---------------------|--------|-------|
| ①職務の理解              | 0時間    | 6時間   |
| ②介護における尊厳の保持・自立支援   | 7.5時間  | 9時間   |
| ③介護の基本              | 3時間    | 6時間   |
| ④介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | 7.5時間  | 9時間   |
| ⑤介護におけるコミュニケーション技術  | 3時間    | 6時間   |
| ⑥老化の理解              | 3時間    | 6時間   |
| ⑦認知症の理解             | 3時間    | 6時間   |
| ⑧障害の理解              | 1.5時間  | 3時間   |
| ⑨こころとからだのしくみと生活支援技術 | 1.2時間  | 7.5時間 |
| ⑩振り返り               | 0時間    | 4時間   |
| 合計                  | 40.5時間 | 130時間 |

別表第3の2

生活援助従事者研修課程において通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

| 科目                  | 通信時間上限  | 総時間   |
|---------------------|---------|-------|
| ①職務の理解              | 0時間     | 2時間   |
| ②介護における尊厳の保持・自立支援   | 3時間     | 6時間   |
| ③介護の基本              | 2.5時間   | 4時間   |
| ④介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | 2時間     | 3時間   |
| ⑤介護におけるコミュニケーション技術  | 3時間     | 6時間   |
| ⑥老化と認知症の理解          | 5時間     | 9時間   |
| ⑦障害の理解              | 1時間     | 3時間   |
| ⑧こころとからだのしくみと生活支援技術 | 1.2.5時間 | 2.4時間 |
| ⑨振り返り               | 0時間     | 2時間   |
| 合計                  | 2.9時間   | 5.9時間 |

別表第4

研修機関が公表すべき情報の内訳

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 研修機関情報             | 法人情報☆   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人格・法人名称・住所等</li> <li>● 代表者名、研修事業担当理事・取締役名</li> <li>△ 理事等の構成、組織、職員数等</li> <li>△ 教育事業を実施している場合・事業概要</li> <li>△ 研究活動を実施している場合・概要</li> <li>△ 介護保険事業を実施している場合・事業概要</li> <li>△ その他の事業概要</li> <li>△ 法人財務情報</li> </ul> |
|                    | 研修機関情報☆   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所名称・住所等</li> <li>● 理念</li> <li>● 学則</li> <li>● 研修施設、設備</li> <li>△ 沿革</li> <li>△ 事業所の組織、職員数等</li> <li>△ 併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要☆</li> <li>△ 財務セグメント情報</li> </ul>  |
| 研修事業情報             | 研修の概要   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象</li> <li>● 研修のスケジュール（期間、日程、時間数）</li> <li>● 定員（集合研修、実習）と指導者数</li> <li>● 研修受講までの流れ（募集、申し込み）</li> <li>● 費用</li> <li>● 留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等</li> </ul>  |
|                    | 課程責任者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 課程編成責任者名</li> <li>△ 課程編成責任者の略歴、資格</li> </ul>  |
|                    | 研修カリキュラム<br><br>(通信)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 科目別シラバス</li> <li>● 科目別担当教官名</li> <li>● 科目別特徴</li> <li>● 演習の場合は、実技内容・備品、指導体制</li> <li>● 科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間</li> <li>● 通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題</li> <li>● 修了評価の方法、評価者、再履修等の基準</li> </ul>                         |
|                    | 修了評価<br>実習施設<br>(実習を行う場合)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力実習機関の名称・住所等☆</li> <li>● 協力実習機関の介護保険事業の概要☆</li> <li>● 協力実習機関の演習担当者名</li> <li>● 実習プログラム内容、プログラムの特色</li> <li>● 実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等）</li> <li>△ 実習担当者の略歴、資格、メッセージ等</li> <li>● 協力実習機関における延べ人数</li> </ul>        |
| 講師情報               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 名前</li> <li>● 略歴、現職、資格</li> <li>△ 受講者向けメッセージ等</li> <li>△ 受講者満足度調査の結果等</li> </ul>   |  |
| 実績情報               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去の研修実施回数（年度ごと）</li> <li>● 過去の研修延べ参加人数（年度ごと）</li> <li>△ 卒業率・再履修率</li> <li>△ 卒後の就業状況（就職率/就業分野）</li> <li>△ 卒後の相談・支援</li> </ul>                                     |  |
| 連絡先等               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申し込み・資料請求先</li> <li>● 法人の苦情対応者名・役職・連絡先</li> <li>● 事業所の苦情対応者名・役職・連絡先</li> </ul>   |  |
| 質を向上させるための<br>取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 自己評価活動、相互評価活動</li> <li>△ 実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携</li> <li>△ 研修活動、研究活動</li> <li>△ 研修生満足度調査情報（アンケート、研修生の声など）</li> <li>△ 事業所満足度調査情報（アンケート、事業所の声など）</li> </ul> |  |

- ：必須
- △：可能な限り公表
- ☆：他のページにリンクで対応可
- ※ インターネット上のホームページにより情報を公表する。
- ※ サーバーは、法人ごとに事業所ごとに自ら確保する。
- ※ 基本ストラクチャは変更しない。

別表第5の1 介護職員初任者研修課程における講師の基準

| 科目                    | 講師の条件   |
|-----------------------|---|
| 1 職務の理解               | I 介護福祉士<br>II 社会福祉士<br>III 介護支援専門員<br>IV 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>V 上記の要件に準ずると認められる者   |
| 2 介護における尊厳の保持・自立支援    | I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者  |
| 3 介護の基本               | I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者  |
| 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | ○介護保険制度<br>I 介護支援専門員<br>II 社会福祉士<br>○医療との連携とリハビリテーション<br>I 医師<br>II 看護師・准看護師<br>III 理学療法士<br>IV 作業療法士<br>○障害福祉制度及びその他制度<br>I 社会福祉士<br>○共通<br>I 上記の要件に準ずると認められる者 |
| 5 介護におけるコミュニケーション技術   | I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者  |
| 6 老化の理解               | I 医師<br>II 看護師・准看護師<br>III 介護福祉士<br>IV 上記の要件に準ずると認められる者   |
| 7 認知症の理解              | I 医師<br>II 看護師・准看護師<br>III 介護福祉士<br>IV 上記の要件に準ずると認められる者   |
| 8 障害の理解               | I 社会福祉士<br>II 介護福祉士<br>III 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>IV 上記の要件に準ずると認められる者  |
| 9 こころとからだのしくみと生活支援技術  | ○快適な居住環境整備と介護<br>I 福祉用具専門相談員<br>○食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護<br>I 栄養士・管理栄養士<br>○共通<br>I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者          |
| 10 振り返り               | I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者  |

別表第5の2 生活援助従事者研修課程における講師の基準

| 科目                    | 講師の条件   |
|-----------------------|---|
| 1 職務の理解               | I 介護福祉士<br>II 社会福祉士<br>III 介護支援専門員<br>IV 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>V 上記の要件に準ずると認められる者   |
| 2 介護における尊厳の保持・自立支援    | I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者  |
| 3 介護の基本               | I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者  |
| 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | ○介護保険制度<br>I 介護支援専門員<br>II 社会福祉士<br>○医療との連携とリハビリテーション<br>I 医師<br>II 看護師・准看護師<br>III 理学療法士<br>IV 作業療法士<br>○障害福祉制度及びその他制度<br>I 社会福祉士<br>○共通<br>I 上記の要件に準ずると認められる者 |
| 5 介護におけるコミュニケーション技術   | I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者  |
| 6 老化と認知症の理解           | I 医師<br>II 看護師・准看護師<br>III 介護福祉士<br>IV 上記の要件に準ずると認められる者   |
| 7 障害の理解               | I 社会福祉士<br>II 介護福祉士<br>III 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>IV 上記の要件に準ずると認められる者  |
| 8 こころとからだのしくみと生活支援技術  | ○快適な居住環境整備と介護<br>I 福祉用具専門相談員<br>○食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護<br>I 栄養士・管理栄養士<br>○共通<br>I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者          |
| 9 振り返り                | I 介護福祉士<br>II 在宅・施設福祉サービスの経験を有する看護師・准看護師<br>III 上記の要件に準ずると認められる者  |



## 講 師 履 歴

年 月 日現在

|                        |  |            |          |
|------------------------|--|------------|----------|
| 氏 名                    |  |            |          |
| 生年月日                   | 年 月 日                                    | 年齢         |          |
| 連絡先                    | 住所                                       | 電話番号       |          |
| 担当科目                   |  |            | 専任・兼任の別  |
|                        | 当該科目を選択した理由（特に、資格、職歴、現職と関連させて、詳細に記載すること） |            | 専任・兼任    |
| 担当科目に関連する資格            | ( 年 月取得：資格番号等 )                          |            |          |
|                        | ( 年 月取得：資格番号等 )                          |            |          |
|                        | ( 年 月取得：資格番号等 )                          |            |          |
| 担当科目に関連する職歴            | 勤務先名称                                    | 担当業務（科目）内容 | 就業期間     |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
|                        |  |            | 年 月～ 年 月 |
| 現職                     |  |            |          |
| その他参考事項                |  |            |          |
| 上記について相違ないことを証します。     |  |            |          |
| 年 月 日<br>(講師の署名又は記名押印) |  |            |          |

- (注) 1 各講師ごとに作成すること。  
2 講師要件に関連する資格等については、免許証等証明する書類を添付すること。

講師就任承諾書

(介護員養成研修事業者) 様

年 月 日

住所

氏名

※講師本人が自筆署名すること。

貴団体の行う介護員養成研修(介護職員初任者研修課程・生活援助従事者研修課程)の講師を、下記のとおり引き受けることを承諾します。

記

| 担当時期 | 担当科目 | 時間数(添削件数) |
|------|------|-----------|
|      |      |           |
|      |      |           |
|      |      |           |
|      |      |           |
|      |      |           |

上記のとおり、当所属職員が講師を引き受けることを承諾いたします。

年 月 日

所属団体

所属長

印

(注) 講師が、団体に所属する職員である場合は、所属団体の長の承諾を得ること。

実 習 施 設 承 諾 書

(介護員養成研修事業者) 様

年 月 日

施設名

代表者名

印

貴団体の実施する介護員養成研修（介護職員初任者研修課程・生活援助従事者研修課程）の実習施設として、下記のとおり実習の受入れを承諾します。

|         |        |  |
|---------|--------|--|
| 研修実施機関名 |        |  |
| 施設等     | 名称     |  |
|         | 所在地    |  |
|         | サービス種別 |  |
| 実習内容    |        |  |
| 実習予定時期  |        |  |

## 収支予算書

年度第 回分

| 収支                    | 金額（単位：円） | 歳出内訳 | 備考 |
|-----------------------|----------|------|----|
| 収入                    |          |      |    |
| 受講料                   |          |      |    |
| 支出                    |          |      |    |
| テキスト代<br>講師謝金<br>会場借料 |          |      |    |
| 差し引き収支                |          |      |    |

役員名簿

| 申請者名 ( )   |              |      |           |
|--|--------------|------|-----------|
| 役職名  | (ふりがな)<br>氏名 | 生年月日 | 住所        |
|  |              |      | (郵便番号 - ) |
| 備考   |              |      |           |
| <p>1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有する者と認められる者を含む。）について記入してください。</p> <p>2 記入欄が不足する場合は、適時欄を設けるなどして記載してください。</p> |              |      |           |





## 介護員養成研修受講科目免除報告書

|    | 修了者名 | 修了証明書番号 | 免除時間数 | 免除に係る資格等 | 備考 |
|----|------|---------|-------|----------|----|
| 1  |      |         |       |          |    |
| 2  |      |         |       |          |    |
| 3  |      |         |       |          |    |
| 4  |      |         |       |          |    |
| 5  |      |         |       |          |    |
| 6  |      |         |       |          |    |
| 7  |      |         |       |          |    |
| 8  |      |         |       |          |    |
| 9  |      |         |       |          |    |
| 10 |      |         |       |          |    |
| 11 |      |         |       |          |    |
| 12 |      |         |       |          |    |
| 13 |      |         |       |          |    |
| 14 |      |         |       |          |    |
| 15 |      |         |       |          |    |
| 16 |      |         |       |          |    |
| 17 |      |         |       |          |    |
| 18 |      |         |       |          |    |
| 19 |      |         |       |          |    |
| 20 |      |         |       |          |    |
| 21 |      |         |       |          |    |
| 22 |      |         |       |          |    |
| 23 |      |         |       |          |    |
| 24 |      |         |       |          |    |
| 25 |      |         |       |          |    |
| 26 |      |         |       |          |    |
| 27 |      |         |       |          |    |
| 28 |      |         |       |          |    |
| 29 |      |         |       |          |    |

- (注) 1 免除資格を有することの証明書類（写）を添付すること。  
2 免除時間数欄には、免除した課程の合計時間数を記入すること。

介護員養成研修事業者指定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

(研修実施機関)

住 所

実施機関名

代表者氏名

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第2項及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の26の規定に基づき徳島県介護員養成研修事業者として指定を受けたいので申請します。

- 1 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地)
- 2 研修の名称及び課程
- 3 事業所の所在地(講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地)
- 4 学則
- 5 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任または兼任の別  
【別紙1-1】【別紙1-2】【別紙1-3】
- 6 研修に実習を取り入れる場合は、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人にあっては、その名称)及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書【別紙1-4】
- 7 収支予算及び向こう2年間の財政計画  
【別紙1-5】
- 8 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- 9 役員名簿  
【別紙1-6】
- 10 その他指定に関し必要があると認める書類

※講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、さらに次の事項。

- 11 講義を通信の方法によって行う地域
- 12 添削指導及び面接指導の指導方法
- 13 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

|                    |
|--------------------|
| 【担当者】<br>氏名<br>連絡先 |
|--------------------|

(様式第2号) (第6条関係)

介護員養成研修事業計画書

年 月 日

徳島県知事 殿

(研修実施機関)  
住 所  
実 施 機 関 名  
代 表 者 氏 名

次のとおり研修会を実施する予定です。

|                                   |  |          |       |
|-----------------------------------|--|----------|-------|
| 研修課程の別                            | <input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修      ・ <input type="checkbox"/> 生活援助従事者研修                     |          |       |
| 研修会の名称                            |  |          |       |
| 担当者氏名                             |  |          |       |
| 電話・ファクス番号                         | 電話   |          | ファクス  |
| 実施場所                              | 施設名  |          |       |
|                                   | 所在地  |          |       |
|                                   | 電話番号   |          |       |
| 指定年月日                             | 年 月 日  |          |       |
| 実施期間                              | 第1回  | 年 月 日 から | 年 月 日 |
|                                   | 第2回  | 年 月 日 から | 年 月 日 |
|                                   | 第3回  | 年 月 日 から | 年 月 日 |
|                                   | 第4回  | 年 月 日 から | 年 月 日 |
|                                   | 第5回  | 年 月 日 から | 年 月 日 |
| 開講時間等                             | 毎週 曜日、 時 ～ 時   |          |       |
| 実習施設<br>※複数ある場合には別添<br>ですべて記載すること | 法人名  |          |       |
|                                   | 施設名  |          |       |
| 受講対象者                             |  |          |       |
| 受講定員                              | 1回当たり 人 (合計 人)   |          |       |
| 受講料                               | <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 ( 円)                                     |          |       |
| テキスト代                             | <input type="checkbox"/> 無料配付 <input type="checkbox"/> 受講料に含む <input type="checkbox"/> 自己負担 ( 円) |          |       |
| 使用テキスト                            | <input type="checkbox"/> 長寿社会開発センター版 <input type="checkbox"/> その他( )                             |          |       |
| 累計修了者数                            | 人  |          |       |

- (注) 1 実施場所別に作成すること。  
2 欄は該当するものにV。  
3 研修日程・カリキュラム (講師氏名記載のこと)、別紙1-1～別紙1-4及び募集要領を添付のこと。

(様式第3号) (第7条関係)

介護員養成研修変更等届出書

第 年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

(研修実施機関)

住 所

実施機関名

代表者氏名

次の研修会を、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の29の規定に基づき、変更（廃止・休止・再開）したので届け出ます。

|               |                              |     |
|---------------|------------------------------|-----|
| 研修課程の別        | 介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修        |     |
| 研修会の名称        |                              |     |
| 変更等の年月日       | 年 月 日                        |     |
| 変更等の理由        |                              |     |
| 変更した場合の内容     | 変更前                          | 変更後 |
|               |                              |     |
| 休止した場合はその予定期間 | 年 月 日 から ( 年 月 )<br>年 月 日 まで |     |

- (注) 1 変更した場合にあっては、変更後の内容について、指定申請の際に必要なとされる書類を添付すること（例：講師の変更の場合は、変更後の講師の履歴等）。  
2 再開した場合にあっては、第6条に規定する書類を添付すること。  
3 既に生活援助従事者研修（介護職員初任者研修）の研修事業者として指定されている者が第7条第2項（第16条）により介護職員初任者研修（生活援助従事者研修）の研修事業者としてみなし指定を受けるに当たっては、第5条に規定する書類（介護員養成研修事業者指定申請書（様式第1号）、（8）、（9）は除く）を添付すること。

(様式第4号) (その1) (第10条関係)

|        |                       |        |                  |  |             |  |
|--------|-----------------------|--------|------------------|--|-------------|--|
| 第<br>号 | 修<br>了<br>証<br>明<br>書 | 氏<br>名 | 年<br>月<br>日<br>生 | 介<br>護<br>職<br>員<br>初<br>任<br>者<br>研<br>修<br>課<br>程<br>を<br>修<br>了<br>し<br>た<br>こ<br>と<br>を<br>証<br>明<br>す<br>る。 | 年<br>月<br>日 | 介<br>護<br>員<br>養<br>成<br>研<br>修<br>事<br>業<br>者<br>名<br>(<br>印<br>) |
|--------|-----------------------|--------|------------------|--|-------------|--|

(その2)

|        |  |        |                  |  |             |  |
|--------|--|--------|------------------|--|-------------|--|
| 第<br>号 | 修<br>了<br>証<br>明<br>書<br>(<br>携<br>帯<br>用<br>) | 氏<br>名 | 年<br>月<br>日<br>生 | 介<br>護<br>職<br>員<br>初<br>任<br>者<br>研<br>修<br>課<br>程<br>を<br>修<br>了<br>し<br>た<br>こ<br>と<br>を<br>証<br>明<br>す<br>る。 | 年<br>月<br>日 | 介<br>護<br>員<br>養<br>成<br>研<br>修<br>事<br>業<br>者<br>名<br>(<br>印<br>) |
|--------|--|--------|------------------|--|-------------|--|

(様式第4号の2) (その1) (第17条関係)

|        |                       |        |                  |  |             |  |
|--------|-----------------------|--------|------------------|--|-------------|--|
| 第<br>号 | 修<br>了<br>証<br>明<br>書 | 氏<br>名 | 年<br>月<br>日<br>生 | 生<br>活<br>援<br>助<br>従<br>事<br>者<br>研<br>修<br>課<br>程<br>を<br>修<br>了<br>し<br>た<br>こ<br>と<br>を<br>証<br>明<br>す<br>る。 | 年<br>月<br>日 | 介<br>護<br>員<br>養<br>成<br>研<br>修<br>事<br>業<br>者<br>名<br>(<br>印<br>) |
|--------|-----------------------|--------|------------------|--|-------------|--|

(その2)

|        |  |        |                  |  |             |  |
|--------|--|--------|------------------|--|-------------|--|
| 第<br>号 | 修<br>了<br>証<br>明<br>書<br>(<br>携<br>帯<br>用<br>) | 氏<br>名 | 年<br>月<br>日<br>生 | 生<br>活<br>援<br>助<br>従<br>事<br>者<br>研<br>修<br>課<br>程<br>を<br>修<br>了<br>し<br>た<br>こ<br>と<br>を<br>証<br>明<br>す<br>る。 | 年<br>月<br>日 | 介<br>護<br>員<br>養<br>成<br>研<br>修<br>事<br>業<br>者<br>名<br>(<br>印<br>) |
|--------|--|--------|------------------|--|-------------|--|

(様式第5号) (第12条関係)

介護員養成研修実績報告書

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

(研修実施機関)  
住 所  
実 施 機 関 名  
代 表 者 氏 名

次のとおり研修事業を実施しましたので報告します。

- 1 研修の名称
- 2 研修の課程 (通学・通信課程の別)  
介護職員初任者研修【通学・通信】 ・ 生活援助従事者研修【通学・通信】
- 3 研修実施機関
- 4 受講者数・研修修了者数  
受講者数 名  
研修終了者数 名
- 5 研修修了者及び研修実施状況  
添付資料のとおり

【添付資料】

- (1) 受講者の出席簿
- (2) 実習修了確認書【別紙1-7】(実習を活用した場合)
- (3) 講師出講確認【別紙1-8】
- (4) 介護員養成研修受講科目免除報告書【別紙1-9】(受講科目の免除がある場合)

(様式第6号) (第12条関係)

介護員養成研修修了者名簿

年 月 日

徳島県知事 殿

(研修実施機関)  
住 所  
実 施 機 関 名  
代 表 者 氏 名

次のとおり研修事業を実施しましたので報告します。

【介護員養成研修修了者名簿】

(研修課程： )

| 整理<br>番号 | ふりがな<br>氏 名 | 生年月日 | 性<br>別 | 住 所 | 修 了<br>年月日 | 修 了<br>証明書<br>番 号 | 本人確<br>認の方<br>法 |
|----------|-------------|------|--------|-----|------------|-------------------|-----------------|
| 1        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 2        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 3        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 4        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 5        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 6        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 7        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 8        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 9        |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 10       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 11       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 12       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 13       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 14       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 15       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 16       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 17       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 18       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 19       |             |      |        |     |            |                   |                 |
| 20       |             |      |        |     |            |                   |                 |

- (注) 1 修了者の氏名については、必ずふりがなを記載すること。  
2 本人確認の方法は確認をとった書類の名称(運転免許証、住民票等)を記載すること。

## 介護職員初任者研修における目標、評価の指針

### 1 介護職員初任者研修を通じた到達目標

- ① 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身に付けることが自らの将来の到達目標であることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

### 2 各項目の「到達目標・評価の基準」

#### ① 「ねらい（到達目標）」

「ねらい（到達目標）」は、各項目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

介護職員初任者研修修了時点でただちに行動できることは困難だが、介護職員初任者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

#### ② 「修了時の評価ポイント」

「修了時の評価ポイント」とは、研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

事業者は、受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの。

知識として知っているレベル。

【表記】

- ・「列挙できる」（知っているレベル）
- ・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）
- ・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）

筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。

イ 技術の習得を確認するもの。

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル

【表記】

- ・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各項目の「内容例」

各項目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各項目の内容について例示したものである。

各科目の到達目標、評価、展開

1 職務の理解（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

|             |  |
|-------------|--|
| ね<br>ら<br>い | 研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。 |
|-------------|--|

(2) 内容例

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 指<br>導<br>の<br>視<br>点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修課程全体（130時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</li> <li>・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、できるかぎり具体的に理解させる。</li> </ul>  |
| 内<br>容                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様なサービスの理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険サービス（居宅、施設）、○介護保険外サービス</li> </ul> </li> <li>2 介護職の仕事内容や働く現場の理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</li> <li>○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ<br/>（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談等）</li> <li>○ケアプランの作成からサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携</li> </ul> </li> </ol> |

## 2 介護における尊厳の保持・自立支援（9時間）

### （1）到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | 介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するに当たっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。   |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。</li> <li>・虐待の定義、身体拘束及びサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを列挙できる。</li> </ul> |

### （2）内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な事例を複数示し、利用者及びその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。</li> <li>・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。</li> <li>・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。</li> <li>・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。</li> </ul>  |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権と尊厳を支える介護             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権と尊厳の保持                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人としての尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護</li> </ul> </li> <li>(2) ICF                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護分野におけるICF</li> </ul> </li> <li>(3) QOL                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○QOLの考え方、○生活の質</li> </ul> </li> <li>(4) ノーマライゼーション                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ノーマライゼーションの考え方</li> </ul> </li> <li>(5) 虐待防止・身体拘束禁止                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援</li> </ul> </li> <li>(6) 個人の権利を守る制度の概要                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 自立に向けた介護             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止</li> </ul> </li> <li>(2) 介護予防                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防の考え方</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> |

### 3 介護の基本（6時間）

#### （1）到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。</li> <li>・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。</li> </ul>   |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について列挙できる。</li> <li>・介護職として共通の基本的な役割とサービスごとの特性、医療・看護との連携の必要性について列挙できる。</li> <li>・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを列挙できる。</li> <li>・生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを列挙できる。</li> <li>・介護職に起こりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を列挙できる。</li> </ul> |

#### （2）内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能なかぎり具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。</li> <li>・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、場合によってはそれに一人で対応しようとせず、サービス提供責任者や医療職と連携することが重要であると実感できるよう促す。</li> </ul>   |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護職の役割、専門性と多職種との連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護環境の特徴の理解                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護と施設介護サービスの違い、○地域包括ケアの方向性</li> </ul> </li> <li>(2) 介護の専門性                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム、○多職種から成るチーム</li> </ul> </li> <li>(3) 介護に関わる職種                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者、○看護師等とチームとなり利用者を支える意味、○互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、○チームケアにおける役割分担</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 介護職の職業倫理             <ul style="list-style-type: none"> <li>職業倫理                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>3 介護における安全の確保とリスクマネジメント             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護における安全の確保                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード</li> </ul> </li> <li>(2) 事故予防、安全対策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有</li> </ul> </li> <li>(3) 感染対策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>4 介護職の安全             <ul style="list-style-type: none"> <li>介護職の心身の健康管理                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○腰痛の予防に関する知識、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> |

#### 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間）

##### （1）到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | 介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。   |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活全体の支援の中で介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。</li> <li>・介護保険制度や障害福祉制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。<br/>例：税が財源の半分であること、利用者負担割合</li> <li>・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。</li> <li>・高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。</li> <li>・医行為の考え方、一定の要件の下に介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。</li> </ul> |

##### （2）内容例

|       |  |
|-------|--|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。</li> <li>・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置付けや、代表的なサービスの理解を促す。</li> </ul>   |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険制度             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジメント、 ○予防重視型システムへの転換、 ○地域包括支援センターの設置、 ○地域包括ケアシステムの推進</li> </ul> </li> <li>(2) 仕組みの基礎的理解                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険制度としての基本的仕組み、 ○介護給付と種類、 ○予防給付、 ○要介護認定の手順</li> </ul> </li> <li>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○財政負担、 ○指定介護サービス事業者の指定</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 医療との連携とリハビリテーション             <ul style="list-style-type: none"> <li>○医行為と介護、 ○訪問看護、 ○施設における看護と介護の役割・連携、 ○リハビリテーションの理念</li> </ul> </li> <li>3 障害福祉制度及びその他制度             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者福祉制度の理念                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の概念、 ○ICF（国際生活機能分類）</li> </ul> </li> <li>(2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</li> </ul> </li> <li>(3) 個人の権利を守る制度の概要                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護法、 ○成年後見制度、 ○日常生活自立支援事業</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> |

5 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | 高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。   |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。</li> <li>・ 家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職として持つべき視点を列挙できる。</li> <li>・ 言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。</li> <li>・ 記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。</li> </ul> |

(2) 内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。</li> <li>・ チームケアにおける専門職種でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。</li> </ul>  |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護におけるコミュニケーション             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</li> </ul> </li> <li>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</li> </ul> </li> <li>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</li> </ul> </li> <li>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 介護におけるチームのコミュニケーション             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 記録における情報の共有化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</li> </ul> </li> <li>(2) 報告                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</li> </ul> </li> <li>(3) コミュニケーションを促す環境                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> |

6 老化の理解（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | <p>加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。</p>  |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。<br/>例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等</li> <li>・高齢者に多い疾病の種類とその症状、特徴、治療・生活上の留意点及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。<br/>例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等</li> </ul> |

(2) 内容例

|       |  |
|-------|--|
| 指導の視点 | <p>高齢者に多い心身の変化、疾病の症状について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。</p>   |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 老化に伴うこころとからだの変化と日常             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛反応（反射）の変化、 ○喪失体験</li> </ul> </li> <li>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体的機能の変化と日常生活への影響、 ○咀嚼機能の低下、 ○筋・骨・関節の変化、 ○体温維持機能の変化、 ○精神的機能の変化と日常生活への影響</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 高齢者と健康             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○骨折、 ○筋力の低下と動き・姿勢の変化、 ○関節痛</li> </ul> </li> <li>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、 ○循環器障害の危険因子と対策、</li> <li>○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、 ○誤嚥性肺炎、 ○病状の小さな変化に気づく視点、 ○高齢者は感染症にかかりやすい</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> |

## 7 認知症の理解（6時間）

### （1）到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | 介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。  |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。</li> <li>・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。</li> <li>・認知症の中核症状と行動・心理症状（B P S D）等の基本的特性及びそれに影響する要因を列挙できる。</li> <li>・認知症の心理・行動のポイント、認知症の利用者への対応、コミュニケーションのとり方及び介護の原則について列挙できる。また、同様に若年性認知症の特徴についても列挙できる。</li> <li>・認知症の利用者の健康管理の重要性と留意点、廃用症候群予防について概説できる。</li> <li>・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを列挙できる。<br/>例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。</li> <li>・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を概説できる。</li> <li>・家族の気持ちや家族が受けやすいストレスについて列挙できる。</li> </ul> |

### （2）内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。</li> <li>・複数の具体的なケースを示し、認知症の利用者の介護における原則についての理解を促す。</li> </ul>   |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認知症を取り巻く状況<br/>認知症ケアの理念<br/>○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</li> <li>2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理<br/>認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理<br/>○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</li> <li>3 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活<br/>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴<br/>○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（B P S D）、○不適切なケア、○生活環境で改善<br/>(2) 認知症の利用者への対応<br/>○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</li> <li>4 家族への支援<br/>○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）</li> </ol> |

## 8 障害の理解（3時間）

### （1）到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | 障害の概念と I C F、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。  |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の概念と I C F について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。</li> <li>・ 障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。</li> </ul> |

### （2）内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護において障害の概念と I C F を理解しておくことの必要性の理解を促す。</li> <li>・ 高齢者の介護との違いを念頭に置きながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。</li> </ul>   |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害の基礎的理解             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害の概念と I C F                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ I C F の分類と医学的分類、 ○ I C F の考え方</li> </ul> </li> <li>(2) 障害福祉の基本理念                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ノーマライゼーションの概念</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視覚障害、 ○ 聴覚、平衡障害、 ○ 音声・言語・咀嚼障害、 ○ 肢体不自由、</li> <li>○ 内部障害</li> </ul> </li> <li>(2) 知的障害                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知的障害</li> </ul> </li> <li>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、 ○ 高次脳機能障害、</li> <li>○ 広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害</li> </ul> </li> <li>(4) その他の心身の機能障害</li> </ol> </li> <li>3 家族の心理、かかわり支援の理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>家族への支援                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害の理解・障害の受容支援、 ○ 介護負担の軽減</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> |

9 こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間）

<展開例>

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。

基本知識の学習…10～13時間程度

- 「1 介護の基本的な考え方」
- 「2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解」
- 「3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

生活支援技術の講義・演習…50～55時間程度

- 「4 生活と家事」
- 「5 快適な居住環境整備と介護」
- 「6 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「7 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「8 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「9 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「10 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「11 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「12 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護」

生活支援技術演習…10～12時間程度

- 「13 介護過程の基礎的理解」
- 「14 総合生活支援技術演習」

(1) 到達目標・評価の基準

|  |   |
|--|---|
| ね<br>ら<br>い                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部又は全介助等の介護が実施できる。</li> <li>・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>   |
| 修<br>了<br>時<br>の<br>評<br>価<br>ポ<br>イ<br>ン<br>ト | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。</li> <li>・要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法、留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防及び介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。</li> <li>・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。</li> <li>・人の記憶の構造や意欲等を支援と結び付けて概説できる。</li> <li>・人体の構造や機能が列挙でき、なぜ行動が起こるのかを概説できる。</li> <li>・家事援助の機能と基本原則について列挙できる。</li> <li>・装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。</li> <li>・体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機能や様々な車いす、杖などの基本的使用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</li> <li>・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</li> <li>・入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</li> <li>・排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</li> <li>・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</li> <li>・ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。</li> </ul> |

(2) 内容例

|              |  |
|--------------|--|
| <p>指導の視点</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護実践に必要なところとからだのしくみの基礎的な知識を介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体各部の名称や機能等が列挙できるように促す。</li> <li>・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。</li> <li>・例えば、「食事の介護技術」は「食事という生活の支援」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解できるように促す。さらに、その利用者が満足する食事を提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。</li> <li>・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な事例からの気づきを促す。</li> </ul>   |
| <p>内容</p>    | <p>&lt; I 基本知識の学習 … 10～13時間 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護の基本的な考え方             <ul style="list-style-type: none"> <li>○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</li> </ul> </li> <li>2 介護に関するところのしくみの基礎的理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、○ところの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がところに与える影響</li> </ul> </li> <li>3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋肉に関する基礎知識、○ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○ところとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</li> </ul> </li> </ol> <p>&lt; II 生活支援技術の学習 … 50～55時間 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 生活と家事             <ul style="list-style-type: none"> <li>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>5 快適な居住環境整備と介護             <ul style="list-style-type: none"> <li>快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具貸与</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>6 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護             <ul style="list-style-type: none"> <li>整容に関する基礎知識、整容の支援技術                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、○身じたく、○整容行動、○洗面の意義・効果</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>7 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護             <ul style="list-style-type: none"> <li>移動・移乗に関する基礎知識、様々な移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者との双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の動きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、○移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、○褥瘡予防</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>8 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護             <ul style="list-style-type: none"> <li>食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケアの定義、○誤嚥性肺炎の予防</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>9 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護             <ul style="list-style-type: none"> <li>入浴、清潔保持に関連した基礎知識、様々な入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○羞恥心や遠慮への配慮、○体調の確認、○全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、○目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、○陰部清浄（臥床状態での方法）、○足浴・手浴・洗髪</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> |

- 10 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護  
 排泄に関する基礎知識、様々な排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽快な排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法  
 ○排泄とは、○身体面（生理面）での意味、○心理面での意味、○社会的な意味、○プライド・羞恥心、○プライバシーの確保、○おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、○排泄障害が日常生活に及ぼす影響、○排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、○一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法、○便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ）
- 11 睡眠に関する基礎知識、様々な睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法  
 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防
- 12 死にゆく人に関する基礎知識とところとからだのしくみと終末期介護  
 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援  
 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性  
 ※「Ⅱ 生活支援技術の学習」においては総時間のおおむね5～6割を技術演習に充てることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。

<Ⅲ 生活支援技術演習…10～12時間 >

- 13 介護過程の基礎的理解  
 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ
- 14 総合生活支援技術演習  
 （事例による展開）  
 生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況に合わせた介護を提供する視点の習得を目指す。  
 ○事例の提示→ところとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題（1事例 1.5時間程度で上のサイクルを実施する）  
 ○事例は高齢（要支援2程度、認知症、片麻痺、座位保持不可）から2事例を選択して実施  
 ※本科目の6～11の内容においても、「14総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。  
 ※本科目の6～11の内容における各技術の演習及び「14 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うことが望ましい。

10 振り返り（4時間）

(1) 到達目標・評価の基準

|     |   |
|-----|---|
| ねらい | 研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識を図る。 |
|-----|---|

(2) 内容例

|       |  |
|-------|--|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅、施設のいずれの場合であっても、「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って介護を行えるよう理解を促す。</li> <li>・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させた上で、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。</li> <li>・修了後も継続的に学習することを前提に、介護職が身に付けるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。</li> <li>・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。</li> <li>・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）</li> </ul> |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 振り返り<br/>○研修を通して学んだこと、 ○今後継続して学ぶべきこと○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）</li> <li>2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修<br/>○継続的に学ぶべきこと、 ○研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Off-JT、OJT）を紹介</li> </ol>   |

## 生活援助従事者研修における目標、評価の指針

### 1 生活援助従事者研修を通じた到達目標

- ① 基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身に付けることが自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

### 2 各項目の「到達目標・評価の基準」

#### ① 「ねらい（到達目標）」

「ねらい（到達目標）」は、各項目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

生活援助従事者研修修了時点でただちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

#### ② 「修了時の評価ポイント」

「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

生活援助従事者研修事業者は受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの。

知識として知っているレベル。

##### 【表記】

- ・「理解している」（概要を知っているレベル）
- ・「列挙できる」（知っているレベル）
- ・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）
- ・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）

筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。

イ 技術の習得を確認するもの。

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル

##### 【表記】

- ・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各項目の「内容例」

各項目の「内容例」に示す、「指導の視点」、「内容」は、各項目の内容について例示したものである。

各科目の到達目標、評価、展開

1 職務の理解（2時間）

（1）到達目標・評価の基準

|             |   |
|-------------|---|
| ね<br>ら<br>い | 研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。 |
|-------------|---|

（2）内容例

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 指<br>導<br>の<br>視<br>点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修課程全体（59時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</li> <li>・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、できるかぎり具体的に理解させる。</li> </ul>   |
| 内<br>容                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様なサービスの理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険サービス（居宅）、○介護保険外サービス</li> </ul> </li> <li>2 介護職の仕事内容や働く現場の理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</li> <li>○居宅の実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談等）</li> <li>○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む）</li> </ul> </li> </ol> |

## 2 介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）

### （1）到達目標・評価の基準

|            |   |
|------------|---|
| ねらい        | 介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するに当たっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。  |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。</li> <li>・虐待の定義、身体拘束及びサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを理解している。</li> </ul> |

### （2）内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な事例を複数示し、利用者及びその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。</li> <li>・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。</li> <li>・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。</li> <li>・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。</li> </ul>  |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権と尊厳を支える介護             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権と尊厳の保持                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人としての尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護</li> </ul> </li> <li>(2) ICF                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護分野におけるICF</li> </ul> </li> <li>(3) QOL                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○QOLの考え方、○生活の質</li> </ul> </li> <li>(4) ノーマライゼーション                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ノーマライゼーションの考え方</li> </ul> </li> <li>(5) 虐待防止・身体拘束禁止                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援</li> </ul> </li> <li>(6) 個人の権利を守る制度の概要                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 自立に向けた介護             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立支援                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止</li> </ul> </li> <li>(2) 介護予防                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防の考え方</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> |

### 3 介護の基本（4時間）

#### （1）到達目標・評価の基準

|            |   |
|------------|---|
| ねらい        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。</li> <li>・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。</li> </ul>  |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について理解している。</li> <li>・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを理解している。</li> <li>・生活支援の場では出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを理解している。</li> <li>・介護職に起こりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を理解している。</li> </ul> |

#### （2）内容例

|       |  |
|-------|--|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能なかぎり具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。</li> <li>・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、それに一人に対処しようとせず、サービス提供責任者の指示を仰ぐことが重要であると実感できるよう促す。</li> </ul>  |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護職の役割、専門性と多職種との連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護環境の特徴の理解                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括ケアの方向性</li> </ul> </li> <li>(2) 介護の専門性                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム</li> </ul> </li> <li>(3) 介護に関わる職種                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 介護職の職業倫理             <p>職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重</li> </ul> </li> <li>3 介護における安全の確保とリスクマネジメント             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護における安全の確保                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード、○身体介助の技術を持たない人が介助するリスク</li> </ul> </li> <li>(2) 事故予防、安全対策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有</li> </ul> </li> <li>(3) 感染対策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>4 介護職の安全             <p>介護職の心身の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策</li> </ul> </li> </ol> |

#### 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）

##### （1）到達目標・評価の基準

|            |   |
|------------|---|
| ねらい        | 介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ等について、その概要のポイントを列挙できる。  |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活全体の支援の中で介護保険制度の位置づけを理解している。</li> <li>・介護保険制度や障害福祉制度の理念と保険料負担、本人負担について理解している。<br/>例：利用者負担割合等</li> <li>・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて理解している。</li> <li>・高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について理解している。</li> </ul> |

##### （2）内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を促す。</li> <li>・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置付けや、代表的なサービスの理解を促す。</li> </ul>  |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険制度             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジメント、 ○予防重視型システムへの転換、 ○地域包括支援センターの設置、 ○地域包括ケアシステムの推進</li> </ul> </li> <li>(2) 仕組みの基礎的理解                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険制度としての基本的仕組み、 ○介護給付と種類、 ○予防給付、 ○要介護認定の手順</li> </ul> </li> <li>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○財政負担、 ○指定介護サービス事業者の指定</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 医療との連携とリハビリテーション             <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問看護</li> </ul> </li> <li>3 障害福祉制度及びその他制度             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害福祉制度の理念                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の概念、 ○ICF（国際生活機能分類）</li> </ul> </li> <li>(2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</li> </ul> </li> <li>(3) 個人の権利を守る制度の概要                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護法、 ○成年後見制度、 ○日常生活自立支援事業</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> |

5 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | 高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。  |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。</li> <li>・ 家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職として持つべき視点を列挙できる。</li> <li>・ 言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。</li> <li>・ 記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。</li> </ul> |

(2) 内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。</li> <li>・ チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。</li> </ul>  |
| 内容    | <p>1 介護におけるコミュニケーション</p> <p>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割<br/>○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション<br/>○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際<br/>○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際<br/>○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</p> <p>2 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における情報の共有化<br/>○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</p> <p>(2) 報告<br/>○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</p> <p>(3) コミュニケーションを促す環境<br/>○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</p> |

6 老化と認知症の理解（9時間）

(1) 到達目標・評価の基準

|            |   |
|------------|---|
| ねらい        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。</li> <li>・介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。</li> </ul>   |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。<br/>例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等</li> <li>・高齢者に多い疾病の種類とその症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。<br/>例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等</li> <li>・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。</li> <li>・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。</li> <li>・認知症の中核症状と行動・心理症状（B P S D）等の基本的特性、及びそれに影響する要因を列挙できる。</li> <li>・認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について列挙できる。</li> <li>・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。<br/>例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。</li> <li>・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を列挙できる。</li> <li>・家族の気持ちや家族が受けやすいストレスについて理解している。</li> </ul> |

(2) 内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に多い心身の変化、疾病の症状について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。</li> <li>・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。</li> <li>・複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。</li> </ul>   |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 老化に伴うこころとからだの変化と日常             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験</li> </ul> </li> <li>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 高齢者と健康             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛</li> </ul> </li> <li>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気づく視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3 認知症を取り巻く状況             <p>認知症ケアの理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</li> </ul> </li> <li>4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理             <p>認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</li> </ul> </li> <li>5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（B P S D）、○不適切なケア、○生活環境で改善</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> |

(2) 認知症の利用者への対応

- 本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、
- 失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションである  
と考えること、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線  
・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア

6 家族への支援

- 認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）

7 障害の理解（3時間）

(1) 到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | 障害の概念と I C F、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。  |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の概念と I C F について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。</li> <li>・ 障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。</li> </ul> |

(2) 内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護において障害の概念と I C F を理解しておくことの必要性の理解を促す。</li> <li>・ 高齢者の介護との違いを念頭に置きながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。</li> </ul>   |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害の基礎的理解             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害の概念と I C F                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ I C F の分類と医学的分類、 ○ I C F の考え方</li> </ul> </li> <li>(2) 障害福祉の基本理念                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ノーマライゼーションの概念</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視覚障害、 ○ 聴覚、平衡障害、 ○ 音声・言語・咀嚼障害、 ○ 肢体不自由、</li> <li>○ 内部障害</li> </ul> </li> <li>(2) 知的障害                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知的障害</li> </ul> </li> <li>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、 ○ 高次脳機能障害、</li> <li>○ 広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害</li> </ul> </li> <li>(4) その他の心身の機能障害</li> </ol> </li> <li>3 家族の心理、かかわり支援の理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>家族への支援                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害の理解・障害の受容支援、 ○ 介護負担の軽減</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> |

## 8 こころとからだのしくみと生活支援技術（24時間）

<展開例>

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。

基本知識の学習

- 「1 介護の基本的な考え方」
- 「2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解」
- 「3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

生活支援技術の学習

- 「4 生活と家事」
- 「5 快適な居住環境整備と介護」
- 「6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「7 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「8 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「9 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護」

生活支援技術演習

- 「10 介護過程の基礎的理解」

### (1) 到達目標・評価の基準

|            |  |
|------------|--|
| ねらい        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法を理解し、基礎的な一部又は全介助等の介護が実施できる。</li> <li>・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>   |
| 修了時の評価ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。</li> <li>・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。</li> <li>・人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、なぜ行動が起こるのか概要を理解している。</li> <li>・家事援助の機能の概要について列挙できる。</li> <li>・移動・移乗の意味と関連する用具・機器、及び移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。</li> <li>・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。</li> <li>・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解している。</li> <li>・ターミナルケアの考え方について列挙できる。</li> </ul> |

### (2) 内容例

|       |  |
|-------|--|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活援助を中心とする介護実践に必要とされるこころとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。</li> <li>・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供し、かつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。</li> <li>・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な事例からの気づきを促す。</li> </ul> |
|       | <p>&lt; I 基本知識の学習 &gt;</p> <p>1 介護の基本的な考え方<br/>○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</p> <p>2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解<br/>○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因</p> <p>3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解<br/>○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋肉に関する基礎知識、</p>       |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</p> <p>&lt;Ⅱ 生活支援技術の学習&gt;</p> <p>4 生活と家事<br/>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援<br/>○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5 快適な居住環境整備と介護<br/>快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点<br/>○家庭内に多い事故</p> <p>6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護<br/>移動・移乗に関する基礎知識、様々な移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）</p> <p>7 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護<br/>食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援<br/>○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関わる福祉用具の定義、○口腔ケアの意義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>8 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護<br/>睡眠に関する基礎知識、様々な睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法<br/>○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>9 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護<br/>終末期に関する基礎知識とこころとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うこころの理解、苦痛の少ない死への支援<br/>○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候</p> <p>&lt;Ⅲ 生活支援技術演習&gt;</p> <p>10 介護過程の基礎的理解<br/>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p> |
| 内<br>容 |  |

10 振り返り（2時間）

（1）到達目標・評価の基準

|     |   |
|-----|---|
| ねらい | 研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識を図る。 |
|-----|---|

（2）内容例

|       |   |
|-------|---|
| 指導の視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、対応の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。</li> <li>・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させた上で、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。</li> <li>・修了後も継続的に学習することの重要性について理解を促し、介護職が身に付けるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。</li> <li>・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応、キャリアアップ等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。</li> <li>・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）</li> </ul> |
| 内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 振り返り<br/>○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと、○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）</li> <li>2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修<br/>○継続的に学ぶべきこと、○研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Off-JT、OJT）を紹介</li> </ol>   |

参考1 (通信学習と講義学習をおこなう場合)

研修区分表

| 区分 | 科目の細目                                | 研修時間        |              |              | 講師<br>(通信の場合は添削<br>担当講師) |
|----|--------------------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------------------|
|    |                                      | 計           | 通信相当分        | 通学           |                          |
|    | ① 職務の理解 (6時間 (2時間))                  |             |              |              |                          |
|    | 多様なサービスの理解                           | 3           |              | 3            | ○○○○                     |
|    | 介護職の仕事内容                             | 3           |              | 3            | ○○○○○                    |
|    | ② 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間 (6時間))       |             |              |              |                          |
|    | 人権と尊厳を支える介護                          | 6           | 6            |              | ○○○○○                    |
|    | 自立に向けた介護                             | 3           | 1.5          | 1.5          | ○○○○                     |
|    | ③ 介護の基本 (6時間 (4時間))                  |             |              |              |                          |
|    | 介護職の役割                               | 2           | 1            | 1            | ○○○○                     |
|    | 介護職の職業倫理                             | 1           | 1            |              | ○○○○○                    |
|    | リスクマネジメント                            | 2           |              | 1            | ○○○                      |
|    | 介護職の安全                               | 1           |              | 1            | ○○○○                     |
|    | (略)                                  |             |              |              |                          |
|    | □□□□□                                | △           | ×            |              |                          |
|    | ⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術 (7.5時間 (2.4時間)) |             |              |              |                          |
|    | 基本的な考え方                              | 4           | 2            | 2            |                          |
|    | こころのしくみの理解                           | 4           | 2            | 2            | ○○○○○                    |
|    | からだのしくみの理解                           | 4           | 2            | 2            | ○○○                      |
|    | 生活と家事                                | 1           |              | 1            | ○○○○                     |
|    | 居住環境整備                               | 4           | 2            | 2            | ○○○○○                    |
|    | 整容                                   | 4           | 2            | 2            | ○○○                      |
|    | 移動・移乗                                | 1           |              | 1            | ○○○○                     |
|    | 食事                                   | 4           | 2            | 2            | ○○○○○                    |
|    | 入浴、清潔保持                              | 4           | 2            | 2            | ○○○                      |
|    | 排泄                                   | 1           |              | 1            | ○○○○                     |
|    | (略)                                  |             |              |              |                          |
|    | ⑩ 振り返り (4時間 (2時間))                   |             |              |              |                          |
|    | 振り返り                                 | 4           |              | 4            |                          |
|    | 合計                                   | 130<br>(59) | 40.5<br>(29) | 89.5<br>(30) |                          |

